

井戸水を飲用している皆さんへ

○ 井戸水を飲用する場合の日常の管理や点検

- ・井戸の周囲を清潔に保ち、塩素消毒や煮沸をしてから飲みましょう。
- ・井戸水の水質は常に変化していますので、定期的に水質検査を受けましょう。
- ・日頃から、色、濁り、におい、味などの変化に注意しましょう。
- ・細菌や化学物質による汚染は、日常の管理や点検では気付かないことがあるため、水道の給水区域では、安全性が確認されている水道水を飲用しましょう。

ちがさ貴族 波の精霊
えぼし麻呂 & ミーナ



○ 水質検査について

- ・水道水の安全を確認する判断基準として、51項目の水道水質基準が定められています。
- ・井戸水についても、安心して飲むためには水道水と同様の検査が重要です。
- ・一部の項目の検査しか行っていない場合は、水道水質基準の詳しい検査を実施して安全を確認しましょう。（水道水質基準及び水質検査機関は、2、3ページをご覧ください。）

○ 神奈川県内の井戸水の水質

- ・神奈川県内の井戸水の検査では、次のような項目について基準に適合しない例があります。

神奈川県内の井戸水で水質基準超過となる項目

項 目	水道水質基準値	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応
一般細菌	100 個/mL 以下	基準値を超えた場合、病原細菌の混入が疑われます。	煮 沸
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O-157 など病原細菌や糞便の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性があります。	煮 沸
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれています。	困 難
鉛	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	困 難
ヒ素	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれています。	困 難
トリクロエチレン	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	煮 沸
テトラクロエチレン	0.01mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		

水道水質基準(51項目)

項目		水質基準値	項目の説明		井戸水検査の目安	
1	一般細菌	100個/mL以下	健康	細菌	A（11項目） 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。	
2	大腸菌	検出されないこと		性状		非金属
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				
5	塩化物イオン	200mg/L以下				
6	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下				
7	pH値	5.8以上8.6以下				
8	味	異常でないこと				
9	臭気	異常でないこと				
10	色度	5度以下				
11	濁度	2度以下				
12	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	健康	金属	B（8項目） 県内の井戸水において基準に適合しない例があります。人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目であり、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目です。	
13	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		揮発性有機化合物		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下				
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				
19	ベンゼン	0.01mg/L以下				
20	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	健康			金属
21	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				
22	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				
23	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		非金属		
24	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下				
25	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下				
26	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	有機化合物			
28	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	性状	金属		
29	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				
30	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				
31	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				
32	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		一般性状		
33	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下				
34	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下				
35	蒸発残留物	500mg/L以下				
36	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下			界面活性剤	
37	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下				
38	フェノール類	0.005mg/L以下				
39	ジェオスミン	0.00001mg/L以下				
40	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	臭気物質			
41	塩素酸	0.6mg/L以下		健康	消毒副生成物（塩素消毒によって増える物質）	D（11項目） 塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目です。
42	クロロ酢酸	0.02mg/L以下				
43	クロロホルム	0.06mg/L以下				
44	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
45	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下				
46	臭素酸	0.01mg/L以下				
47	総トリハロメタン	0.1mg/L以下				
48	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
49	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下				
50	ブromホルム	0.09mg/L以下				
51	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下				

井戸水を安全に飲用していただくために

○ 水道水について

- ・水道により供給される水は、飲用により人の健康を害したり、又は、その飲用に際して支障を生じたりするものであってはならないとされています。そのため、厳しい水質基準が設けられています。
- ・水道事業者が供給する水道水は、定期的に水道水質基準51項目の検査を行って、安全を確認しています。

○ 井戸水を飲用する場合について

- ・井戸水を飲用する場合は、所有者自らが水道水と同じように適正な水質検査を行い、安全を確認してから利用しましょう。
- ・井戸水の定期的な検査項目については、次のような目安で実施するとよいでしょう。
(2ページの表の右側「井戸水検査の目安」を参照してください。)
 - A：基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。(11項目)
 - B：県内・市内の井戸水では、基準に適合しない例があります。人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目ですので、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目です。(8項目)
 - C：過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目です。(21項目)
 - D：消毒副生成物(塩素消毒によってできる物質)ですので、塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目です。塩素消毒をしていない井戸では省略できます。(11項目)
- ・初めて飲用する場合は、A～Dすべての検査を実施し、安全を確認するようにしてください。

○ 水質検査機関について

- ・井戸水の詳しい検査は、国の登録を受けた次の水質検査機関(水道法第20条の2)で実施できます。
- ・料金、期間、採水容器などについては、各機関にお問い合わせください。

名 称	本社(検査施設)所在地	電話番号
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里1-15-1	042-778-9208
(株)江東微生物研究所	相模原市南区東林間5-16-7	042-767-5581
オルガノ(株)	相模原市南区西大沼4-4-1	042-702-7820
(株)ダイワ	平塚市東豊田369	0463-53-2222
クリタ分析センター(株)	厚木市森の里若宮7-1	046-206-1200
(株)総合環境分析	横浜市緑区鴨居1-13-2	045-929-0033
(株)日立産機グリーンテック	綾瀬市小園1116	0467-79-8304
ヴェオリア・ジェネッツ(株)	横浜市磯子区西町14-11	045-752-2421
(株)ショウエイ	川崎市幸区新川崎2-6	044-589-1601

※ 上記は、神奈川県内にある水質検査機関です。これ以外に、県外にも神奈川県内を水質検査の区域としている水質検査機関がありますので、詳しくは保健所衛生課までお問い合わせください。

(令和7年4月)

ちがき農産 緑の精霊
えぼし麻呂 & ミーナ



保健所衛生課
茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7
〒253-8660 電話0467-38-3317